



(公印省略)

6 健保第 1 7 3 0 6 号
令和 7 年 3 月 2 4 日

小郡三井医師会
会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部健康保険課)

国民健康保険事業に係る文書の配布について (依頼)

日頃より、本市の健康保険行政にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では 4 月から被保険者証の記号番号を変換いたします。

また、特定健康診査と同日の初診料・再診料の取り扱いについて、厚生労働省から通知が発出されております。

つきましては、医療機関の皆様と連携を図らせていただきながら、対応を進めてまいりたいと考えておりますので、お手数をお掛けいたしますが、会員様へ文書の配布をお願いいたします。

【問い合わせ先】健康保険課 給付チーム 武田・田籠

電話:0942-30-9029 / FAX: 0942-30-9751

医療機関 各位

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部健康保険課)

国民健康保険事業に係る協力依頼について（お願い）

平素から、本市国民健康保険事業の運営に際し、ご支援とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、本市では4月から被保険者証の記号番号を変換いたします。

また、特定健康診査と同日の初診料・再診料の取り扱いについて、厚生労働省から通知が発出されております。

いずれともにご確認いただいたうえで、適切に運用していただきますようご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 被保険者証の記号番号変換 及び 併記について（再通知：令和6年7月23日付依頼文 再掲）

本市では、令和7年4月1日から、全世帯を対象に世帯単位の管理番号である「記号・番号」を変換いたします。令和6年8月1日から令和7年3月31日発行の更新被保険者証に変換前の「現記号・番号」と変換後の「新記号・番号」を併記しております。

これに伴い、診療報酬請求の際におきましては、以下の対応をお願い申し上げます。

※令和7年3月31日以前受診分は、「現記号・番号（上段記載）」でご請求ください。

※令和7年4月1日以降受診分から、「新記号・番号（下段記載）」でご請求ください。

※一部例外として、3月24日以降に新規に国保に加入された世帯については、3月31日以前でも記号1桁、番号9桁となります。

【被保険者証（限度額認定証、特定疾病受療証も同様）】

福岡県 国民健康保険 被保険者証	
有効期限	令和 7 年 7 月 3 1 日
記 号 Z Z	番 号 9 9 9 9 (枝番) 0 1
※令和7年4月1日からは以下の記号・番号となります。	
記号 9	番号 9 9 9 9 9 9 9 9 (枝番) 0 1
氏 名	久留米 太郎
生 年 月 日	平成 1 4 年 1 1 月 2 7 日
適用開始年月日	平成 3 1 年 4 月 1 日
交 付 年 月 日	令和 6 年 8 月 1 日
世帯主	久留米 太郎
住 所	久留米市城南町 1 5 番地 3
保険者番号	4 0 0 0 4 4
交付者名	久留米市

ジェネリック医薬品を希望します。

現行の記号・番号
(令和7年3月31日まで)

新しい記号・番号
(令和7年4月1日から)

※なお、今回の変換は、本市のみの独自の対応で久留米市国保加入者に対して一律で行うものです。そのため、公費負担医療（指定難病、肝炎、自立支援医療（更生医療・精神通院医療）等）や地方単独公費（子ども医療制度、ひとり親家庭等医療制度、重度障害者医療制度）の制度をお使いの方は、記号番号が変更されたことを各制度の窓口へ届け出る必要はありません。受診時にご案内いただく必要もありませんので、ご認識いただきますようお願いいたします。

事 務 連 絡
令和6年12月6日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その16）

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）等により、令和6年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添2のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

医科診療報酬点数表関係

【初診料】

問 1 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、「A 0 0 0」初診料を算定できるか。

(答) 不可。ただし、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。

(参考)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) (抜粋)

第 1 節 初診料

A 0 0 0 初診料

(中略)

(4) 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合には、初診料は算定できない。ただし、当該治療（初診を除く。）については、医療保険給付対象として診療報酬を算定できること。

(5) (4)にかかわらず、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。

【再診料】

問 2 保険医療機関が実施する健康診断を受診する患者について、健康診断の同一日に当該保険医療機関において、1 回の受診で保険診療を行う場合は、再診料を算定することは可能か。

(答) 保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できない。

歯科診療報酬点数表関係

【初診料】

問 1 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、「A 0 0 0」初診料を算定できるか。

(答) 不可。ただし、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。

(参考)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号) (抜粋)

第 1 節 初診料

A 0 0 0 初診料

(中略)

- (5) 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、初診料は算定できない。ただし、当該治療（初診を除く。）は、医療保険給付対象として診療報酬を算定する。
- (6) (5)にかかわらず、健康診断で疾患が発見された患者について、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合は、初診料を算定する。

【再診料】

問 2 保険医療機関が実施する健康診断を受診する患者について、健康診断の同一日に当該保険医療機関において、1 回の受診で保険診療を行う場合は、再診料を算定することは可能か。

(答) 保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できない。

2. 特定健康診査と同日の初診料・再診料の取扱いについて

令和6年12月6日付で厚生労働省から「疑義解釈資料の送付について（その16）」の通知が発出されました。この通知では、**特定健康診査と同日に行った治療や診療について、初診料・再診料を算定できない**と示されております。

つきましては、内容をご確認のうえ適切に運用していただきますようお願い申し上げます。

【参考】別紙2_疑義解釈資料の送付について（その16）

＜内容（通知抜粋）＞

【初診料】

問1 自他覚的症状がなく健康診断を目的とする受診により疾患が発見された患者について、当該保険医が、特に治療の必要性を認め治療を開始した場合は、「A000」初診料を算定できるか。

（答） 不可。ただし、健康診断で疾患が発見された患者が、疾患を発見した保険医以外の保険医（当該疾患を発見した保険医の属する保険医療機関の保険医を除く。）において治療を開始した場合には、初診料を算定できる。

【再診料】

問2 保険医療機関が実施する健康診断を受診する患者について、健康診断の同一日に当該保険医療機関において、1回の受診で保険診療を行う場合は、再診料を算定することは可能か。

（答） 保険診療として治療中の疾病又は負傷に対する医療行為を、健康診断として実施する場合は、再診料を算定できない。

※詳しくは、添付する通知をご確認ください。

【問い合わせ先】健康保険課 給付チーム 武田・田籠

電話：0942-30-9029 / FAX：0942-30-9751